

令和2年第7回臨時会

# 新十津川町議会臨時会会議録

令和2年10月15日 開会

令和2年10月15日 閉会

新 十 津 川 町 議 会

令和2年第7回新十津川町議会臨時会

令和2年10月15日（木曜日）

午前10時開会

○議事日程（第1号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第70号 令和2年度新十津川町一般会計補正予算（第9号）
- 第4 議案第71号 財産の取得について

○出席議員（11名）

1番	井向一徳君	2番	村井利行君
3番	進藤久美子君	4番	鈴井康裕君
5番	小玉博崇君	6番	杉本初美君
7番	西内陽美君	8番	長谷川秀樹君
9番	長名實君	10番	安中経人君
11番	笹木正文君		

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により出席した者の氏名

町長	熊田義信君
副町長	小林透君
教育長	久保田純史君
代表監査委員	岩井良道君
会計管理者	内田充君
総務課長	寺田佳正君
保健福祉課長	長島史和君
産業振興課長	小松敬典君

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	中畑晃君
--------	------

---

◎開会の宣告

(午前10時00分)

- 議長（笹木正文君） 皆さん、おはようございます。  
ただ今から、令和2年第7回新十津川町議会臨時会を開会いたします。
- 

◎開議の宣言

- 議長（笹木正文君） ただ今出席している議員は11名であります。  
定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（笹木正文君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、  
順を追って進めてまいりますので、よろしく願いいたします。
- 

◎会議録署名議員の指名

- 議長（笹木正文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、新十津川町議会会議規則第127条の規定により、1番、井向一徳君。  
2番、村井利行君。両名を指名いたします。
- 

◎会期の決定

- 議長（笹木正文君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。  
本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これに異議ございませんか。  
〔「異議なし」と言う人あり〕
- 議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。  
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。
- 

◎議案第70号の上程、説明、質疑、討論及び採決

- 議長（笹木正文君） 日程第3、議案第70号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算  
第9号を議題といたします。  
提案者の提案理由の説明を求めます。  
町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

- 町長（熊田義信君） おはようございます。ただ今上程いただきました議案第70号、令  
和2年度新十津川町一般会計補正予算第9号。  
令和2年度新十津川町一般会計補正予算第9号は、次に定めるところによる。  
歳入歳出予算の補正。  
第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,164万9千円を追加し、  
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ99億7,456万1千円とする。  
2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳

出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第2条、地方債の追加は、第2表、地方債補正による。

なお、内容につきましては副町長より説明申し上げますので、議決賜りたくよろしくお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 提案理由の説明を終わります。

引き続き、内容の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 小林透君登壇〕

○副町長（小林透君） ただ今上程いただきました議案第70号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第9号につきまして、内容をご説明申し上げます。

まず、10ページ、11ページをお開き願います。

歳入歳出予算補正事項別明細書により、補正のある款のみ申し上げます。

総括、歳入。

15款、国庫支出金。補正額8,182万5千円。これは、光回線未整備地域における光回線網の整備に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金8,065万9千円と、新型コロナウイルス対策用資機材保管場所の整備等に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金116万6千円の合計額でございます。計15億7,101万4千円。

16款、道支出金。補正額1,827万7千円。これは、中山間地域等直接支払交付金でございます。計5億5,271万5千円。

20款、繰越金。補正額614万7千円。これは、繰越金を財源充当するものでございます。計775万5千円。

22款、町債。補正額1億3,540万円。これは、光回線網整備に充当する起債でございます。計24億9,352万9千円。

歳入合計、補正額2億4,164万9千円、計99億7,456万1千円。

次に、歳出でございます。

2款、総務費。補正額2億1,611万4千円。計28億4,172万6千円。財源内訳、特定財源、国道支出金8,065万9千円、地方債1億3,540万円、一般財源5万5千円。

6款、農林水産業費。補正額2,436万9千円。計9億1,456万円。財源内訳、特定財源、国道支出金で1,827万7千円、一般財源で609万2千円。

9款、消防費。補正額116万6千円。計4億7,226万5千円。財源内訳、特定財源で国道支出金116万6千円。

歳出合計、補正額2億4,164万9千円。計99億7,456万1千円。財源内訳は特定財源、国道支出金1億10万2千円、地方債1億3,540万円、一般財源614万7千円でございます。

次に、地方債補正についてご説明を申し上げます。8ページにお戻り願いたいと思います。

第2表、地方債補正。

追加でございます。

起債の目的、光回線整備推進事業債。限度額1億3,540万円。起債の方法、普通貸借又は証券発行。利率、5パーセント以内。償還の方法は、ここに記載のとおりでございます。

この起債は、過疎対策事業債を予定してございます。

次に、歳出の内容についてご説明を申し上げます。20ページ、21ページをお開き願いたいと思います。

2款1項5目企画費。補正額2億1,611万4千円、計5億4,457万4千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で8,065万9千円、地方債1億3,540万円、一般財源5万5千円。内容を申し上げます。事業番号22番、光回線整備推進事業2億1,611万4千円。これは、新型コロナウイルス感染症への対応を進めるために必要な情報通信基盤整備を図るため、町内の光ファイバー未整備地域に対して、光ファイバー網の整備を行うものでございます。

整備方法につきましては、民間事業者、NTT東日本が主体で行う民設民営方式で整備をするものでございまして、町は整備費の一部を負担するものでございます。現在、NTT東日本が国に当該整備事業の申請中でございますが、町の負担額がNTTから示されたことから、本町負担分を補正計上するものでございます。

次、22ページ、23ページをお開き願います。

6款1項2目農業振興費。補正額2,436万9千円、計3億9,187万円。財源内訳、特定財源、国道支出金1,827万7千円、一般財源609万2千円。内容を申し上げます。事業番号17番、中山間地域等直接支払交付金2,436万9千円。これは、令和2年度から実施となる第5期中山間地域等直接支払交付金制度に係る交付額の確定による増額補正でございます。増額の要因といたしましては、対象面積の増加及び加算措置分がございましたので、その分によるものでございます。

次に、24ページ、25ページをお開き願います。

9款1項3目災害対策費。補正額116万6千円、計2億3,826万8千円。財源内訳、特定財源、国道支出金で116万6千円。内容を申し上げます。事業番号8番、避難所感染症予防対策事業116万6千円。これは、新型コロナウイルス感染症拡大防止に資する資機材を保管する防災センターにおいて、当該資機材の搬入搬出を迅速に行うために必要な改修及び備品購入をするための経費について補正計上するものでございます。

なお、先に補正計上いたしました備品購入費などに執行残がございますので、これを合せて不足分を計上してございます。

以上、一般会計補正予算第9号の内容説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第70号について提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

10番、安中経人君。

○10番（安中経人君） 20ページ、21ページの総務費の企画費について質問したいと思います。

先般の第3回定例会に私が質問した内容により戻しにならないということで質問したいのですが、当時の回答では、日程的にはまだ協議中ということで、今回協議が整ったということで、あの時の回答は次年度、いわゆる令和3年度中に開通見込みということを目標にするということだったのですが、今回この補正でそれが間違いなく明らかになったかど

うかという点、その辺ちょっとお伺いしたいのですけど。

まずこれで、ずれ込んでいくようなことになるかならないかというのがちょっと懸念するものですから、あくまでも今回、踏み込んで令和3年度でエリアが開通可能かどうかという部分、その辺詳しく伺いたいのですけど、よろしくをお願いします。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（寺田佳正君） ただ今の10番議員の質疑にお答えいたします。

NTT東日本が事業主体ということで、スケジュール的なものを私どもで把握している現状ということでお知らせをいたしますが、NTT東日本が9月の末までに国の情報通信ネットワーク産業協会というところが、この事業申請の代行をしているわけですが、こちらに申請が出されて、私どもに本日補正予算として付議されました金額を負担金として示されたところでございます。

通常ですね、こういった今補助申請中でございますが、前回の一般質問でも答弁が町長からあったように、非常に多くの団体が申請をしております、その事業内示というのはかなり遅れ遅れになっているというふうに聞いてございます。8月に申請している団体についても、まだ内示が出ていないというようなことも聞いてございますので、本町の内示の時期まだ分かりませんが、通常1か月くらいというところが、ややもう少しかかるのかなというような見通しでございます。

そののちに事業ということになるわけでございますが、間もなく降雪期にも入るといようなこともありますし、そういったことから、NTTから具体的には示されてはおりませんが、多くの団体が一斉に工事に取り掛かるといことで、今年度内の工事はちょっと完成は難しいであろうと、しかるべき時期に予算の繰越の手続きなどをとらせていただくことが現在想定されてございます。

その上で、令和3年度の工事ということになってございますが、この工事時期、最終的にNTTからはまだ示されてございません。先ほど申し上げたように、非常に多くの団体が一斉にこの事業に手上げをしておりますので、事業輻輳によりまして、場合によっては令和3年度いっぱい工事、そういったことも想定されるかと思えます。ただ、補助事業の期間が令和3年度までというようなことでなっておりますので、3年度中の整備は間違いのないというふうに私どもでは考えてございます。令和4年度には皆さまの所に、光回線のサービス提供がなされるものというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（笹木正文君） 10番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

8番、長谷川秀樹君。

○8番（長谷川秀樹君） それでは、農業振興費の中の中山間地域等直接支払交付金が増額になったというところで、面積の増加ということは言われてましたけれども、これは、今までの要件が緩和されたのか、新たな要件の中に対象する面積が増えたのか、その辺りをお聞きしたいと思います。

○議長（笹木正文君） 答弁を求めます。

産業振興課長。

○産業振興課長（小松敬典君） それでは、8番議員の質問にお答えさせていただきます。

今回、第5期の中山間地域支払制度のスタートの初年度ということで、面積の変更も今回見直すということになっておりまして、対象となっていなかった農地の中で、例えば、農業基盤整備等により田面が変わった場合等ですね、再測量によって増えた面積が追加されるということになっておりまして、こちらの方の面積が約30ヘクタールあるということになっております。

それと、先ほど副町長の説明の中にもありましたけれども、今回、国の制度の中で加算措置がとられるというような制度がございまして、1点目が生産性向上加算というものと、もう一つが、集落機能強化加算という、この二項目が今回増えてございます。

生産性向上加算というのは、担い手のなり手不足ですとか、それから、高齢化が進む中山間地域におきまして、農作業の省力化を図るために、主にドローンを導入した防除を実施するというような内容が盛り込まれておりまして、これによって省力化を図った場合に、交付金が1集落当たり1年間最大で200万円交付されるというものに申請を上げてございます。

それから集落機能加算というのは、集落内の、例えば、お年寄りの見守りですとか、自宅の屋根の雪降し、こういった作業に取り組んだ集落に、こちら1集落当たり1年間最大で200万円の交付金が交付されるようになっております。

参考までに、面積30ヘクタールの増加による増額分としましては239万6千円、それから、生産性向上加算、こちらドローンの方の導入が10集落すべてでございまして、多少端数もありますが1,997万3千円、それから、集落機能加算は、こちらの方は1集落が取り組むということで200万円となっておりまして、合計で2,436万9千円の予算補正となっております、以上でございます。

○議長（笹木正文君） 8番議員、よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第70号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号、令和2年度新十津川町一般会計補正予算第9号は、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論及び採決

○議長（笹木正文君） 日程第4、議案第71号、財産の取得についてを議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容の説明を求めます。

町長。

〔町長 熊田義信君登壇〕

○町長（熊田義信君） ただ今上程いただきました議案第71号、財産の取得について。

町は、次のとおり財産を取得する。

提案理由でございます。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものでございます。

内容を申し上げます。

1、名称及び数量、空調設備一式。

2、取得の目的、冷暖房能力向上のための更新。

3、契約の方法、随意契約。

4、取得価格、金5,830万円。

5、契約の相手方、札幌市北区北12条西3丁目1番10号、池田煖房工業株式会社、代表取締役、池田薫。

次に、裏面に参考資料といたしまして、見積業者名を記載しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

なお、納入期限は、令和3年3月31日までとなっております。

以上、提案理由と内容説明とさせていただきます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（笹木正文君） 以上で、議案第71号について提案理由並びに内容の説明を終わります。

ただちに、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第71号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（笹木正文君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（笹木正文君） 以上で、本臨時会の会議に付された議件は、すべて議了いたします。



した。

会議を閉じます。

---

◎閉会の宣告

○議長（笹木正文君） 令和2年第7回新十津川町議会臨時会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

（午前10時22分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員